平成２２年（フ）第１７２号
佐賀県鳥栖市加藤田町３―144―２　加藤田団地1014、住民票上の住所福岡県八女市新庄154番地１
債務者　田中　秀雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦543番地111
債務者　古家　秀記
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
佐賀県佐賀市久保田町大字久富395番地
債務者　古川　秀夫
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道1570番地17
債務者　龍　　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２００号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目６番17号
債務者　田中　久美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
佐賀県多久市東多久町大字納所4128番地13
債務者　田口　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９号
福島県いわき市平上平窪字南町３番地の21
債務者　稲本　英二
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９０号
福島県いわき市平字菱川町５番地の４　イガリビル303
債務者　稲本　敏江
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第８０７号
熊本県合志市須屋292番地３　ティンカーベル202号
債務者　谷山　眞嗣
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２０号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1154番地５　サンビレッジノアＤ―103号
債務者　志賀知奈美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３２号
熊本市長嶺南３丁目８番87―103号
債務者　武田　　勇
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３６５号
熊本市紺屋町１丁目17番地　１棟―401号
債務者　今村　吉孝
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９０号
熊本市出水５丁目７番88号
債務者　久末　孝子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３９４号
熊本市琴平２丁目８番２号
債務者　寶塚　京子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１４３号
横浜市中区寿町３丁目11番地３　栄和荘426号室、申立時の住所横浜市中区松影町３丁目９番地11　アネックスゆめ405号室
債務者　三角　正行
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４４号
横浜市中区寿町３丁目11番地３　栄和荘426号室、申立時の住所横浜市中区松影町３丁目９番地11　アネックスゆめ405号室
債務者　三角美代子（旧姓諸星）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９５号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の10　滝の沢コープタウンＤ―102号
債務者　葛巻　富夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部